

PRESTÍA

SMBC信託銀行取引規約集

C O N T E N T S

◆預金口座取引一般規約	1
◆預金口座取引一般規約附則	9
◆円普通預金口座取引規約	10
◆米ドル普通預金口座取引規約	13
◆プレスティア マルチマネー口座取引規約	16
◆プレスティア マルチマネー口座預金細目	23
I. 外貨普通預金	23
II. 外貨定期預金	23
III. 自由金利型定期預金M型（スーパー定期預金）	24
IV. 自由金利型定期預金（大口定期預金）	25
V. プレスティア マルチマネー口座円普通預金	26
VI. ステップアップ定期預金	26
VII. プレミアム・デポジット	27
◆オーダーウォッチ・サービス規定	29
◆当座預金口座取引規約	31
◆外国向けクリーン・ビル取立規定	35
◆預金小切手取扱規定	37
◆郵送送金指示取扱規定	39
◆振込規定（海外送金）	41
◆振込規定	47
◆預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程	51
◆インターネットバンキングにかかる規約について	54

※この「SMBC信託銀行取引規約集」は、株式会社SMBC信託銀行における、プレスティアの預金者に適用されます。また、本規約集における支店とは、株式会社SMBC信託銀行国内支店のうち、プレスティアの業務を行う支店をいいます。

このSMBC信託銀行取引規約集（以下「本取引規約集」といいます。）は、今後預金者であるお客様（本取引規約集においては、特に別途の定めがない限り、お客様を「預金者」と表現させていただきます。）と当行とが取引を行う上において重要な約定事項が記載されています。ご一読いただいた後も本取引規約集を必ず保管していただきますようお願い申し上げます。なお、本取引規約集には、当行に外国向けクリーン・ビルの取立を依頼する場合に適用される外国向けクリーン・ビル取立規定も含まれています。本取引規約集に定めのない事項については、関連する限りにおいて、手形交換所規則、投資信託の取引にかかる一般規約、累積投資約款、目論見書／受益証券説明書等の投資信託に関する諸規定、その他法令および証券業協会等の諸規則にしたがうものとします。

預金口座取引一般規約

株式会社SMBC信託銀行（以下「当行」といいます。）と、口座開設、預入、引出、払戻送金、口座引落等の預金口座に係る取引（以下「一般規約」といいます。）を行う場合は、この預金口座取引一般規約（以下「一般規約」といいます。）の他、本取引規約集所定の各預金口座取引規約（以下「各口座規約」といいます。）およびこれに付随する規定類を預金者が確認し、同意したものととして取扱います。なお、一般規約において定義された言葉は、別途定義されない限り、この本取引規約集の他の規約、規定またはその他の付属規則・細則等（以下一般規約と併せて「本取引規約」といいます。）においても同じ意味を持つものとします。

第1条 取引時確認

1. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の関係法令（以下「法令」という場合は、当行が通常、遵守を求められる関係官庁の行政指導、指針、政策およびガイドライン等も含みます。）にしたがって、必要な取引時確認を行います。当行は、本人確認資料等の提出を求める等、当行所定の方法により取引時確認を行います。
2. 当行は、口座開設申込を承諾した場合であっても、前項による取引時確認が完了しない場合、これを取消することができるものとします。
3. 前2項の場合に加え、当行は、取引時確認が完了しないか、または完了しないおそれがあると判断した場合は、預金口座取引を制限または停止し、または第10条に従って預金口座を解約できるものとします。

第2条 連名預金取引 < 取扱い終了につき別紙に移記 >

第3条 休眠口座

1. 当行は、円普通預金口座、当座預金口座および米ドル普通預金口座に関して当行所定の期間、一度も異動がない場合、休眠口座として取扱いできるものとします。休眠口座となった場合、当行は、口座の使用を当行の定めるところにしたがって制限することができます。また、当行はいつでも付利を停止することができるものとします。
2. 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年十二月九日法律第一号。以下「休眠預金等活用法」といいます。）の適用対象となる預金等については、同法における最終異動日等から10年を経過した場合、法令に基づき休眠預金等として取扱います。

第4条 諸手数料

1. 預金口座取引に関する口座/取引維持手数料など諸手数料は当行が別途定める通りとし、当行は、当行所定の方法により、預金者のいずれかの口座から引落することができるものとします。それら諸手数料について当行が改定または新設した場合も同様とします。
2. 前項にしたがって当該諸手数料の引落ができなかった場合、当行は、任意の時期に当行所定の方法および手続きにより預金口座取引を制限もしくは停止し、または預金口座を解約することができるものとします。

第5条 取引日付および営業日

当行は、現金自動支払機または現金自動預入払出機（以下これらを総称して「自動機」といいます。）もしくは電話またはインターネットにより預金口座取引（例えば口座からの払戻送金）の依頼を受けた場合、預金者から特に指示がない限り受付当日付にて取扱いますが、受付日または受付時間によっては翌営業日の取扱とすることができるものとします。その場合、翌営業日の取引実行時点においてその預金口座取引に必要な預金残高が不

足しているときは、当行は、当該依頼を取消されたものとみなすことができるとします。なお、「営業日」とは、日曜日およびその他法令で定められた日本における銀行休業日（土曜日を含みます。）を除いた日とします。

第6条 複数件の払戻

1. 同一日にある口座から複数件の払戻をする場合（例えば公共料金等の自動引落等。）で、払戻総額が払戻可能額を超える場合には、そのいずれを払戻すかは当行の任意とします。なお当行は、払戻可能額を超えた払戻は行いません。
2. 前項の規定にかかわらず、当行は、任意に払戻可能額を超えた払戻を行うことができるものとします。この場合、預金者は、当行の請求後直ちに、当行所定の方法にしたがって当該超過金額の清算を行うものとします。
3. 当行は、払戻可能額を超えた払戻を行ったことを任意の方法により預金者に通知しますが、この通知は、発信後、預金者に通常到達するべき時までには到達しなかった場合でも、通常到達するべき時に到達したものとみなします（以下本取引規約に基づいて当行が行うあらゆる通知について、本項にしたがって取扱うものとします。）。当行は、この通知が実際には到達せず、または通常到達するべき時より遅延したことによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第7条 取引明細等

1. 預金の預入または払戻その他の預金口座取引が行われた場合には、当行は、当行の定める手続き、方法、書式（電磁的な方法を含む）によりその事実を証するため取引明細（または当行の判断によって取引報告）を発行しますが、通帳等は発行しません。
2. 当行は、預金者の依頼に基づき実行した預金口座取引を、当行が発行する取引明細および取引報告に記載します。ただし、決済が完了していない小切手その他の証券（以下「証券類」といいます。）については、この限りではありません。預金者は、取引明細および取引報告の記載内容に関する照会については、それらの作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会については拒否することができるものとします。
3. 同日の預金口座取引の取引明細および取引報告上の記載順序は、当行の定める通りとします。
4. 当行は当行の判断により、当行が別途定める書面以外の媒体および郵送以外の方法（電子的方法等を含む）で預金口座取引明細および取引報告を預金者に発行・交付する場合があります。当行が取引明細および取引報告を電子的方法（等）で発行・交付する場合、預金者は、当行が別途定める手続きに従い、当行への通知によって紙の形式による取引明細および取引報告の発行・交付を依頼することができます。

第8条 振込金の受入

1. 当行は、預金口座に為替による振込金（日本円または当行の認める外国通貨に限られます）を受入れます。
2. 預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から、重複発信等の誤発信または振込人の振込取消依頼等の理由による振込の取消依頼があった場合には、当行は、当行の判断により、預金者に通知することなく振込金の入金を取消することができるものとします。
3. 当行は、被仕向送金の入金時には、送金電文に指定されている預金口座へ入金を行います。入金の際、振込金通貨と指定された預金口座の受入可能通貨が異なる場合は、当行の指定する受入可能通貨へ当行所定の為替レートで換えて入金を行います。

4. 当行は、海外からの被仕向送金において中継銀行から別途手数料の請求があった場合には、送金が入金された預金口座から当該手数料を引落します。なお、この引落に際しては、引落日の対顧客電信売レート（円貨より外貨相当額を引落す場合）または対顧客電信買レート（外貨より円貨相当額を引落す場合）を使用します。

第9条 日本国内を支払地とする証券類の取扱

1. 預金者は、日本国内を支払地とする証券類については、当行が認める場合にのみ預入れることができます。
2. 証券類の取立のため費用を要する場合または取立証券類が不渡りの場合には、預金者は、当行所定の手数料を当行に支払うものとします。
3. 当行は、証券類については、その決済が確認された後でなければ当該証券類の金額について付利せず、また当該金額にかかる預金の払戻請求には応じません。
4. 当行は、証券類を受入れ、または支払う場合には、複記の如何にかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
5. 受入れた証券類が不渡となった場合は、当行は直ちにその旨を預金者に通知するとともに、その金額を預金残高から引落し、本人からの請求があり次第その証券類を返却します。
6. 不渡となった証券類につきましては、当行はあらかじめ書面による依頼を受けたものに限り権利保全の手続を行います。

第9条の2 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第10条第3項第1号および第2号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号および第2号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするとともに、当該預金者との預金口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

第10条 解約等

1. 預金者は、各口座規約に従って預金口座を解約する場合には、当行に当行所定の方法にて届出るものとし、その場合、キャッシュカードまたは未使用の کوچک手用紙があればそれらも返却するものとします。
2. 預金者は、預金口座を解約する場合に貸越元金その他当該預金口座にかかわる当行に対する債務があるときは、それを支払うものとします。
3. (1) 預金口座について次の一にでも該当する事由が発生した場合は、当行はいずれかまたは全ての預金口座取引を制限もしくは停止し、または預金者に通知することにより（⑥の場合は通知することなく）、いずれかの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金口座の定義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の定義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 預金口座が、実質的に届出のあった氏名以外の者の預金口座として利用された場合
 - ③ 預金者が第11条に違反した場合
 - ④ 預金口座取引または当行に対する預金者の届出内容について、その存否または真偽に係る疑義が生じた場合
 - ⑤ 預金口座またはその預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 預金口座の定義人が死亡した場合
 - ⑦ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記第10条の2第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑧ 後記第10条の2第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく

取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合

- ⑨ この預金がマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑩ 上記以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合
- (2) 前号のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
 - (3) 第3条第1項に定めるほか、当行が別途定める一定の期間、預金者による預金口座の異動がない場合、または法令により認められる場合は、当行はいずれかの預金口座取引を制限もしくは停止し、または預金者に通知することによりいずれかの預金口座を解約することができるものとします。
 - (4) 前3号以外の場合にも、合理的な理由があるときは、当行は当行の裁量によりいつでもいずれかの預金口座取引を制限もしくは停止し、またはいずれかの預金口座取引を解約できるものとします。

なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この預金口座は解約されるものとします。
 - (5) 前4号により預金口座が解約され残高がある場合には、当行は、当該金額の指図人払式小切手を預金者宛に郵送することで預金者に対する全ての責任を免れるものとします。また貸越元金その他当行に対する債務が残る場合には、それを他に譲渡できるものとします。
 - (6) 当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または

諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第10条の2 取引の制限等

1. 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規約にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
2. 当行は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者に対し、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出を求めることがあります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規約にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
3. 第1項の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金マネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振込、払戻し等の本規約にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
4. 第1項から第3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネーロンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

第11条 譲渡、質入等の禁止

1. 預金者は、預金口座、預金契約上の地位またはそれらに係る権利については、当行の承諾なしに譲渡もししくは質権その他の第三者の権利を設定し、または方法の如何にかかわらず第三者に利用させることはできません。
2. 当行がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

第12条 電話による取引等

1. 預金者は、電話による預金口座取引を行うために当行に登録した暗証（以下「電話取引用暗証番号」といいます。）を、第三者に開示しないものとします。預金者は、電話による口座取引の依頼または預金口座取引に係る照会、問合せ、要望もしくは届出等（以下「電話による取引依頼等」といいます。）を行うにあたっては、当行の請求により、電話取引用暗証番号を当行に通知するものとします。通知された暗証が電話取引用暗証番号と同一であったにもかかわらず、架電者が預金者本人でなかった場合、当行は、当該電話による取引依頼等に関して預金者にかかる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
2. 電話による取引依頼等（預金の払戻または送金の依頼を含む）を受けた場合、当行は払戻請求書または小切手等の提出を受けることなく電話取引用暗証番号による預金者の本人確認、または当行所定の方法による本人確認を行ったうえで、当該依頼を実行することができるものとします。
3. 当行は、電話による取引依頼等に基づいて預金口座取引を実行する場合、預金者から特に指示がない限り受付当日付にて取扱いますが、受付時間によっては翌営業日以降の取扱とすることができるようになります。その場合、当行は、電話による取引依頼等に基づく預金口座取引について、翌営業日において当行がその内容を再度確認した後に実行します。なお、電話による取引依頼等のうち、預金口座取引に係る届出については、内容によつて

所定の手続き日数を要する場合があります。

4. 当行は、電話による取引依頼等に係る当行と預金者との通信（いずれが発信者かは問いません。）を、預金者に事前の通知なく、かつその内容にかかわらず録音し、相当期間保存することができるようになります。
5. 電話による取引依頼等に基づいて預金口座取引を実行した場合、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受けた場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。
6. 当行は、電話による取引依頼等に記載して、通信機器、回線等の故障、または電話回線等の通信経路において発生した盗聴による、電話取引用暗証番号または取引情報の漏洩により預金者にかかる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
7. 当行は、電話による取引依頼等に係る預金口座取引の取扱金額が当行の定める利用限度額または届出の金額を超える場合は、これを取扱いません。
8. 当行は、電話による取引依頼等による預金口座取引の依頼を受けた後であっても、当該預金口座取引実行時に以下の（1）ないし（3）のいずれかの事由が存在する場合には、預金者に通知することなく当該預金口座取引の実行を差し控えることができるとします。
 - （1）預金口座取引の実行時において、プレスティア マルチマネー口座取引規約第3条に定める計算方法により算出された当座貸越残高が、同規約第3条第2項に定めるプレスティア マルチマネー口座残高に対する当行所定の割合を超過している場合。
 - （2）預金口座取引が本取引規約または法令に反する場合。
 - （3）その他、当行が合理的に預金口座取引の内容を不適当と判断した場合。
9. 電話による取引依頼等については、本取引規約に定めるほか、当行所定の規則にしたがうものとし、かつ当行はこれら規則を事前に通知することなく任意に変更できるものとします。当行は、このような変更によって預金者にかかる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第13条 届出事項の変更等

1. 預金者は、キャッシュカード、小切手、小切手用紙もしくは届出済印鑑を紛失した場合、または氏名（法人名）、住所（所在地）、居住国、電話番号、電子メールアドレス、職業（業務内容）、勤務先、届出済印鑑、署名、暗証その他の届出事項を変更する場合は、所定の書面を提出する等、当行所定の方法に従い直ちに届出するものとします。
2. 前項の届出による変更は、当行が合理的に必要な変更手続を完了したと認めた時点で当行に対して有効となるものとします。前項の変更の届出がなされていなかったことによって、変更の届出前あるいは変更の届出後手続を完了前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
3. 届出られた住所および氏名、または変更が届出られた住所および氏名宛に当行が通知または書類等を発送し、これらが未着で当行宛に返送された場合、当行は取引明細等の送付を中止し、かつ全部または一部の預金口座取引を制限できるものとします。届出られた電子メールアドレス宛に送信した電子メールが不到達の場合も同様とします。
4. 預金者が第1項の届出を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が届出られた住所または電子メールアドレスに送付物、電子メール等を送付または送信したのち、延着し、または到達しなかったときも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、そのために生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
5. 預金者が海外に届出住所を変更する際には、居住性についても届出するもの

とします。居住性の変更については、預金者の責任において届出るものとし、届出なかったことによって生じうるいかなる不利益や取引の制限についても、当行に過失がある場合を除き、当行は、一切責任を負いません。(i) 届出住所が海外へ変更されたにも関わらず、非居住者への居住性変更が預金者により届け出られないまま、または(ii) 届出住所が国内に変更されたにも関わらず、居住者への居住性変更が届けられないまま、相当期間が継続した場合は、当行は当行の裁量により事前に通知することなく当該口座の居住性を、(i) の場合は非居住者へ、(ii) の場合は居住者へ変更できるものとします。居住性変更が適切ではないと預金者が判断した場合には、預金者はその根拠を当行に提示して修正を申し出ることができるものとし、当行はその修正を相当と認めるときは受け付けるものとします。また、預金者の居住性を確認できない期間が相当期間継続した事等、預金者が利用できる預金口座取引やサービスの制限または停止を必要とする相当の事由が生じたとき当行が判断した場合は、当行は預金者に事前に通知することなく、当該預金口座取引やサービスを制限または停止できるものとします。本項における居住性の変更、取引やサービスの制限または停止によって預金者に生じうるいかなる不利益についても、当行に過失がある場合を除き、当行は、一切責任を負いません。

第14条 成年後見人等の届出

1. 預金者は、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るとします。預金者の成年後見人等については、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出るとします。
2. 預金者は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るとします。
3. すでに預金者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または預金者について任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様とします。
4. 預金者は、前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも、当行に対して同様に届出るとします。
5. 前4項の届出は、当行がこれを受け、必要な手続を完了した時点で当行に対して有効となるものとします。
6. 本条第1項ないし第3項のいずれかに基づく届出が行われた場合、それ以前に当行になされた代理人届はかかる届出をもって直ちにその効力を失うものとします。当行はそれ以前に代理人が行った意思表示その他の行為については、これを有効と取り扱うことができるものとします。

第15条 免責事項等

1. 小切手、払戻請求書もしくは諸届出用紙に押捺もしくは記入された印影もしくは署名、または電話機や暗証番号読取機等の機器を通じて入力された暗証を、届出の印鑑、署名鑑または暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、たとえそれらの書類等が偽造もしくは変造され、または架電者や機器入力者が本人でない場合であっても、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。
2. 当行は、預金口座取引に係る支払については、もっぱら当行支店においてのみこれを行います。
3. 送金もしくは通貨取引規制、徴用、強制送金、戦争行為、暴動、災害その他のやむを得ない事由により預金口座取引(口座に入金された資金の利用または当行による支払等。)が実行不可能となり、または制限された場合、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生

- しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
4. 日本、米国若しくは国際機関等の経済制裁、通商禁止令、その他の法令等または当行所定の規定によって預金口座取引が禁止または制限された場合(預金口座取引について、口座開設や振込あるいは振込金の受入ができない場合や遅延する場合も含まれます。)、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
5. 第12条第6項に定めるほか、機器、回線等の障害により振替、振込等の預金口座取引の実行が遅延し、または実行されなかった場合、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
6. 当行は、法令に基づき、預金口座への海外からの被仕向送金の入金時には、預金者の個人番号の確認を行います。このため、事前に預金者より個人番号の告知がなされていない場合には、入金不能となりまたは遅延することがありますが、当行は、当行に過失がある場合を除き、それに関する責任を一切負いません。

第16条 顧客情報の取扱

当行は、顧客から得た顧客の個人情報または取引にかかわる情報(以下「顧客情報」といいます。)を、当行の本支店、子会社、関連会社、代理人または業務受託者(いずれも海外に所在する者も含みます。)に対し、顧客情報の保存管理、その他預金口座取引に係る当行の業務遂行上必要な範囲で提供することができるものとします。当行は、法令、裁判手続その他の法的手続または政府機関の要請により顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。なお、顧客情報の取扱いに関しては、本条のほか、当行が別途定める規定にしたがうものとします。

第17条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 預金口座取引でお預かりする円貨預金および外貨預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出済印鑑または署名を相殺通知書面に押捺または記入し、キャッシュカードを添えて直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次によるものとします。
 - (1) 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、利率は当行の定めによるものとします。なお、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものと

- ます。
- 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第18条 準拠法および管轄裁判所

- 本取引規約のもとで生じる、またはこれに関連するすべての事項は、日本の法令にしたがって解釈します。
- 本取引規約のもとで生じる、またはこれに関するすべての事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすることとします。

第19条 規定の援用

本取引規約に定めのない事項については、当行の規定、規則、手続慣例等に定めるところによるものとします。

第20条 本取引規約の変更

当行は、金融情勢その他の諸般の事情の変化その他相当の理由があると認められる場合には、国内の支店の店頭表示またはウェブサイトでの表示など、相当な表示手段をもって少なくとも1ヵ月前の事前の告知を行うことにより、本取引規約の内容を変更できるものとします。

第21条 正文

本取引規約について、邦文および英文が存在し、その内容に齟齬がある場合は、邦文を優先します。

以上、預金口座取引一般規約は、2020年3月1日より適用します。

預金口座取引一般規約附則

預金口座取引一般規約（以下「一般規約」といいます。）に対する附則として、以下のとおり定めます。本附則は、同規約の一部を構成します。

第1条 当行への要請等

預金口座取引に係る預金者の当行に対する通知または要請は、当行所定の書式ないし書類に内容を正確に記載し、当行に届出済みの取引権限を有する者の署名または印鑑を押捺し、または暗証番号読取機を通じて当行に登録済の暗証を入力し提出することによって行うものとします。当行は、預金者より受けた通知または要請の内容が不明確もしくは不十分、または適正でないとは判断した場合、かかる要請を拒否することができるものとします。

第2条 代理人

預金者は、預金者の代理人をあらかじめ当行所定の書面をもって当行に届出たうえで、その代理人を通じて当行と預金口座取引を行うことができます。当行所定の書面によって代理人指名をとりやめる旨の届出がなされない限り、この代理人が行った当行に対する全ての通知、意思表示その他の行為は預金者本人により行われたものとして取り扱い、また当行がこの代理人に対して行った通知、意思表示その他の行為は、当行が別途断らない限り、預金者本人に対して行ったものとして取り扱います。

第3条 成年後見人等の届出について <削除>

第4条 複数件の払戻について <削除>

第5条 財務状況報告

預金者は、預金者が当行に提出した財務状況に係る情報は正確であり、誤解を招くような記述はないことを保証し、かつ預金者の財務状況を悪化させる重要な事実が発生した場合は、直ちに当行に知らせるものとします。また当行による財務状況に関する問合せには、完全にかつ正確に回答するものとします。

以上、預金口座取引一般規約附則は、2020年3月1日より適用します。

円普通預金口座取引規約

当行と円普通預金口座取引を行うについては、預金者は、一般規約のほか、この「円普通預金口座取引規約」（以下「円口座規約」といいます。）にしたがうものとします。一般規約の規定と円口座規約の規定が矛盾する場合は、円口座規約の規定が優先するものとします。

第1条 取引開始条件

円普通預金口座（以下「円普通口座」といいます。）開設にあたり、当行は預金者に対し所定の金額の入金を求めることができるものとします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第4条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするとともに、当該預金者との預金口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 預入および払戻等

- 当行は、円普通口座への振替、現金、トラベラーズチェック、小切手等による預入については、当該業務を取扱う当行の国内支店および出張所にて取扱います。当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードを使用した預入については、別途定める「SMBC信託銀行バンキングカード規定」によるものとします。
- 払戻は、払戻業務を取扱う当行国内支店の窓口において行うか、当行と提携している金融機関の自動機を使用してキャッシュカードで払い戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル等の方法により他口座の預金等へ振替するか、いずれかの方法によるものとし、なお下記規定に従うものとします。
 - 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、払戻請求書に押捺または記入された印影または署名とあらかじめ届出済の印鑑もしくは署名鑑とが一致した場合、または暗証番号読取機に入力された暗証と届出済の暗証が一致した場合に限りこれに応じます。
 - 当行は、自動機による払戻請求については、自動機操作の際に使用された暗証と、あらかじめ当行に届出済の暗証とが一致した場合（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）に限りこれに応じます。なお、キャッシュカードの使用については、当行が別途定める「SMBC信託銀行バンキングカード規定」に従うものとします。
 - 当行は、電話による払戻請求については、電話を通じて入力された暗証と、電話取引用暗証番号とが一致した場合、または当行が別途定め

る方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとする事ができるものとします。

- (4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーIDとパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとする事ができるものとします。

第3条 預金利息

当行は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は決済されるまで、この残高から除きます。）が1,000円以上ある場合に限り、付利単位を1円とし当行所定の利率によって預金利息を計算し、支払いについては、2月と8月の第三日曜日までの利息を、翌営業日にこの預金元本に組入れます。なお当行は、金融情勢の変化などにより利率を変更することができるものとします。利息の計算は、当行所定の預金利率に基づく日割計算とします。

第4条 解約等

1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの円普通口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この預金口座は解約されるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
2. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本円普通口座を解約すべきと判断した場合、本円普通口座は解約されます。

3. 前2項により預金口座が解約され残高がある場合には、当行は、当該金額の指図人払式小切手を預金者宛に郵送することで預金者に対するすべての責任を免れるものとします。また貸越元利金その他当行に対する債務が残る場合には、それを他に譲渡できるものとします。
4. 当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第5条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ウェブサイト（休眠預金に係る異動事由）に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと：当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）：当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑤ プレスティア マルチマネー口座取引規約に基づく他の円貨の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと：他の預金に係る最終異動日等

第6条 休眠預金等代替金に関する取扱い

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることにつ

いて、あらかじめ当行に委任します。

- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利息の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上、円普通預金口座取引規約は、2019年10月1日より適用します。

米ドル普通預金口座取引規約

当行と米ドル普通預金口座取引を行うについては、預金者は、一般規約のほか、この「米ドル普通預金口座取引規約」（以下「米ドル口座規約」といいます。）にしたがうものとします。一般規約の規定と米ドル口座規約の規定が矛盾する場合は、米ドル口座規約の規定が優先するものとします。

第1条 取引開始条件

米ドル普通預金口座（以下「米ドル普通口座」といいます。）開設にあたり、当行は預金者に対し所定の金額の入金を求めることができるものとします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第4条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするとともに、当該預金者との預金口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 預入および払戻等

1. 当行は、米ドル普通口座への振替、米ドル現金、トラベラーズチェック、小切手等による預入については、当該業務の取扱のある当行の国内支店で取扱います。
2. 払戻は、払戻業務を取扱う当行のいずれかの国内支店の窓口において行うか、海外における当行と提携している金融機関の自動機を使用してキャッシュカードで払戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル等の方法により他口座の預金等へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、なお下記規定に従うものとします。
 - (1) 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、払戻請求書に押捺または記入された印影または署名と、あらかじめ当行に届出済の印鑑または署名鑑とが、それぞれ一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。

- (2) 当行は自動機による払戻請求については、自動機操作の際に使用された暗証と、あらかじめ当行に届出済の暗証とが一致した場合（および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）に限りこれに応じます。なお、キャッシュカードの使用については、当行が別途定める「プレスティア外貨キャッシュカード規定」に従うものとしません。
 - (3) 当行は、電話による払戻請求については、電話を通じて入力された暗証と電話取引用暗証番号とが一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとするることができるものとします。
 - (4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザー ID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとするることができるものとします。
3. 預金者は、当行の国内支店窓口における米ドル現金の預入および払戻について、当行に対して当行所定の手数料を支払うものとします。
4. 当行は、米ドル普通口座に仕向けられた振込・送金について、振込・送金された通貨を問わず、口座入金時には米ドル通貨建にて入金を行い、入金時に通貨交換が起る場合は当行所定の換算レートおよび手数料を適用します。

第3条 預金利息

当行は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は、決済されるまでこの残高から除きます。）が1セント以上ある場合に限り、付利単位を1セントとし店頭表示の利率によって預金利息を計算し、その支払いについては毎月、当月分の利息を、翌月第一営業日に、預金元本に組入れます。当行は、金融情勢の変化などにより利率を変更することができるものとします。なお、利息計算は、当行所定の預金利率に基づく日割計算とします。

第4条 解約等

1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして、この預金口座は解約されるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
2. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合、本預金口座は解約されます。
3. 前2項により預金口座が解約され残高がある場合には、当行は、当該金額の指図人払小切手を預金者に郵送することで預金者に対するすべての責任を免れるものとします。また貸越元利息その他当行に対する債務が残る場合には、それを他に譲渡できるものとします。
4. 当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第5条 休眠口座に係る最終異動日等

1. この預金について、最終異動日等とは一般規約第3条第1項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ウェブサイト（休眠預金に係る異動事由）に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者に対して休眠口座となる通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金口座が開設された日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと：当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）：当該入出が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

以上、米ドル普通預金口座取引規約は、2019年10月1日より適用します。

プレスティア マルチマネー口座取引規約

当行とプレスティア マルチマネー口座取引を行うについては、預金者は、一般規約のほか、この「プレスティア マルチマネー口座取引規約」（「プレスティア マルチマネー口座預金細目」も含まれます。以下「プレスティア マルチマネー取引規約」といいます。）にしたがうものとします。一般規約の規定とプレスティア マルチマネー取引規約の規定が矛盾する場合は、プレスティア マルチマネー取引規約の規定が優先するものとします。

第1条 プレスティア マルチマネー口座取引

1. プレスティア マルチマネー口座の円普通預金、外貨普通預金、外貨定期預金、自由金利型定期預金M型（スーパー定期預金）、自由金利型定期預金（大口定期預金）、プレミアム・デポジットその他当行が認める預金（以下「各預金」といいます。）、および各預金を担保とする当座貸越<プレスティア マルチマネークレジット>取引（以下「当座貸越」といいます。）を総称して、「プレスティア マルチマネー口座取引」といいます。当座貸越については、第3条に定める個人および別途約定を締結した法人のみが利用できるものとします。
2. 預金者は、プレスティア マルチマネー口座取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを十分理解し、これを了承したことをここに確認したものとします。当行は、預金者に相場変動による差損が発生しても、当行に過失がない限り責任を負いません。
3. 当行は、法令もしくは当行内部の監査および融資規則等に抵触すると判断した場合、詐欺的取引もしくは当行のサービス悪用の防止等当行が必要と判断した場合、またはその他当行の業務上の理由があると判断した場合は、外国為替取引を含むプレスティア マルチマネー口座取引の全部または一部を制限し、停止し、または中止することができるとします。
4. 当行は、プレスティア マルチマネー口座取引に関する計算を、当行所定の計算方法により行うものとし、なお各預金等の細目は別途定める通りとします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第13条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするとともに、当該預金者との預金口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 預入および払戻等

1. 当行は、各預金にかかわる、口座間の振替、現金、トラベラーズチェック、小切手等による預入、および当座貸越への支払については、当該業務を取扱う当行の国内支店および出張所にて行います。なお預金者は、外貨現金により外貨建預金への預入を行う場合は、別途所定の手数料を当行に支払うものとします。
2. 各預金の払戻（当座貸越を利用する場合も含みます。）は、払戻業務を取扱う当行のいずれかの国内支店の窓口において行うか、自動機を使用してキャッシュカードで払戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル等の方法により他の各預金口座へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、下記本項の規定に従うものとします。
 - (1) 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、払戻請求書に押捺または記入された印影または署名と、あらかじめ当行に届出済の印鑑または署名鑑とが、それぞれ一致した場合、または暗証番号読取機に入力された暗証と届出済の暗証が一致した場合に限りこれに応じ

ます。

- (2) 当行は、自動機による払戻請求については、自動機操作の際に使用された暗証と、あらかじめ当行に届出済の暗証とが一致した場合（および / または当行が予め定める本人を特定するその他の方法）に限りこれに応じます。なお、キャッシュカードの使用については、当行が別途定める「GLOBAL PASS 会員規約」に従うものとします。
 - (3) 当行は、電話による払戻請求については、電話を通じて入力された暗証と電話取引用暗証番号とが一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとしてることができるものとします。
 - (4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザー ID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとしてることができるものとします。
3. 当行は、払戻を現金にて行う場合には、第 10 条の規定に従い日本円、米ドル、ユーロ、その他当行が指定する通貨にて同等の金額を払戻します。なお預金者は、外貨建預金から外貨現金を払戻す場合は、別途所定の手数料を当行に支払うものとします。

第3条 当座貸越

1. 別途約定を締結した法人を除き、当座貸越を利用できるのは、各預金の預金者である満 20 才以上の日本の居住者で当行所定の手続を経た者のみとし、それ以外の預金者は、取引明細の「ご利用可能額」の表示にかかわらず当座貸越は利用できません。この場合の当座貸越限度額は、当行所定の預金を除く各預金を担保とし、本条第 2 項に定める方法により算出される金額とします。また当座貸越は、あらかじめ指定された各預金口座への入金または送金もしくは現金払いの方法によるものとします。なお預金者は、他行への送金の場合には当行所定の送金手数料を当行に支払うものとします。当座貸越の利用にあたって、当行は、その利用目的、借入その他の各種取引の経験の有無、財産の状況等の申告を求めることができるものとします。その結果、当行が当座貸越を行うことについて適切でないと判断した場合、当行は、当座貸越を拒否することができるものとします。
2. 当座貸越限度額は、(1) 当座貸越の担保となる各預金の預入通貨が日本円の場合にはその金額に当行所定の割合（当行の判断によって変更されることがあります。）を乗じ、預入通貨が日本円以外の場合には照会用の当行の対顧客電信買レートまたは取引実行時の当行の対顧客電信買レートを適用して円貨換算した金額に当行所定の割合（当行の判断によって変更されることがあります。）を乗じて、それぞれ算出した額、または (2) 当行所定の手続きにより定める円貨での極度額のいずれか小さい金額とします。また、当行は、当座貸越に係る貸越金（以下「当座貸越金」といいます。）を、当座貸越の利用通貨が日本円以外の場合には、照会用の当行の対顧客電信売レートまたは取引実行時の当行の対顧客電信売レートを適用して円貨にて算出します。なお、担保となる預金の金額には受入証券類の未決済残高は含まれません。
3. 預金者は、各預金に、当座貸越金の担保として質権を設定し、当行がこれに関し必要と認める手続きを行うものとします。
4. 当行は、金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合等、当座貸越の利用が適切でないと合理的に判断した場合、または当行が相当の期間を定めて通知した場合は、当座貸越限度額を減額し、新たな当座貸越を停止し、または当座貸越を解約することができるものとします。

預金者は、当座貸越が停止または解約された場合は直ちに貸越元利金を、また当座貸越限度額が減額された場合は直ちに減額後の当座貸越限度額を超える貸越元利金を、それぞれ当行に支払うものとします。

5. 当座貸越金の残高がある場合に各預金の口座に資金の受入または振込があったとしても、当行は、預金者から特に指示がない限り当座貸越金の返済には充当しません。
6. 当座貸越金の担保となっている各預金について解約または差押もしくは仮差押があった場合、当行は、当該各預金の全額を除外して残りの各預金につき第 2 項に規定する当座貸越限度額を算定し直し、預金者はこれにしがって第 3 項と同様の方法により当座貸越金の担保を設定するものとし、ます。

第4条 休眠口座

一般規約第 3 条に定める休眠口座の規定は、プレスティア マルチマネー口座取引に準用されるものとします。

第5条 預金利息、当座貸越利息等

1. 当行は、各預金の利息を、各預金ごとに別途定める方法により計算し支払います。なお、利息計算は、預入通貨が日本円のときは 1 年を 365 日（ただし預入期間が 2 年以上の場合は、閏年の場合は 366 日）、また預入通貨が外国通貨のときは 1 年を 360 日もしくは 365 日（当行が決定するところによります。）とした、実際の預入日数と所定の預金利率に基づく日割計算とします。
2. 当行は、当座貸越の利息を、利用通貨が日本円の場合は付利単位を 1 円とし、利用通貨が外国通貨の場合は付利単位を 1 通貨単位または利用通貨単位の小数点以下 2 桁とし、それぞれ 1 年を 365 日として、毎月月初第一営業日から、その翌月の第一営業日前日までの期間の貸越日数と所定の貸越利率に基づく日割計算により算出し、いずれの通貨の場合も翌月第一営業日に貸越金残高に組入れます。この組入により当座貸越限度額を超える場合には、預金者は、当行から請求あり次第直ちに当該超過金額を当行に対し支払うものとします。
3. 当座貸越の利率は、当行所定の利率とします。当行は、金融情勢の変化等によりこの利率を変更することができるものとします。貸越利率が変更される場合には、当行は預金者宛通知するかまたは変更内容を店頭に表示し、この通知または表示日（またはそれ以降で当行が指定した日）から変更利率が適用になるものとします。

第6条 担保

1. 預金者は、解約または払戻後の当座貸越金残高が当座貸越限度額を超えない限り、担保となっている各預金で当行が認めるものの解約または払戻を行うことができるものとします。
2. 外国為替相場の変動等により各預金の担保価値が減少し、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき当行が判断した場合、預金者は、当行から請求があり次第直ちに担保を追加するか、または当座貸越限度額を超える当座貸越金残高を当行に対し支払うものとします。

第7条 即時支払

1. 預金者またはその資産について次の各号の一つにでも該当する事由が発生した場合は、預金者は、当行からの請求がなくても貸越元利金を直ちに支払うものとします。
 - (1) 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき。
 - (2) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくはこれらと同様の法的手続の申立があ

- ったとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 相続の開始を当行が知ったとき。
 - (5) 住所変更の届出を怠るなどにより当行において預金者の所在が不明となったとき。
 - (6) 当座貸越金残高の各預金合計額に対する割合が85%に達したとき。
 - (7) 一般規約第10条第3項により預金口座取引が解約されたとき。
2. 預金者またはその資産について次の各号の一つにでも該当する事由が発生した場合は、預金者は、当行からの請求によって貸越元金を直ちに支払うものとします。
- (1) プレスティア マルチマネー口座取引に係るものであると否とを問わず、当行に対する債務の一つでも履行が遅滞したとき。
 - (2) その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 第1項第1号から第6号のいずれかに該当する事由が発生した場合、当行は、通知または承諾なく各預金の全部または一部を、当該各預金にかかわる合意（自動継続型定期預金の自動継続を含みます。）にかかわらず解約することができるものとします。この場合当行は、当行が合理的に判断する中途解約費用の支払を預金者に請求することができるものとします。

第8条 相殺

1. プレスティア マルチマネー口座取引その他の当行との取引（第11条所定の外国為替先物予約取引を含みます。）に基づく預金者の当行に対する債務が履行されなかった場合、当行は、その債務（利息、損害金等を含みます。）を、各預金その他の預金者の当行に対する債権をもって、その債権の履行期日前においても随時、相殺できるものとします。
2. 前項所定の相殺を行う場合、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、各預金またはその他当行に対する預金者の債務を払戻し、当行に対する債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前2項によって当行が相殺を行う場合、当行は、債権債務の通貨等が異なるときは第9条および第10条にしたがい、また債権債務の利息はその計算実行の日まで計算し、定期性預金の利率はその約定利率を適用します。ただし円建定期預金など満期日前解約が可能な預金の場合は、当行の定める解約利率を適用します。
4. 第1項および第2項に基づく相殺を行う場合、各預金の中途解約費用も当行に対する債務に含まれるものとします。

第9条 充当の指定

相殺その他による当行に対する債務の弁済にあたり、弁済額が外国為替相場の急激な変動等によりすべての債務を消滅させるに足りないときは、当行は、当行が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

第10条 外国為替交換レート等

各預金の全部または一部を払戻し他の通貨に交換する場合、相殺その他による債務の弁済を行う場合、または通貨を交換して各預金を他の各預金に振替える場合には、当行は、当行の定める時期、方法および手続にしたがい、かつ当行所定の為替交換レートを適用します。なお、当行の定める公示の為替交換レートによるプレスティア マルチマネー口座取引について、一取引の金額または当該一適用レートによる複数の取引の合計額が当行の定める金額以上の場合は、当行は、公示レートに換えて取引の時点における当行所定のレートを適用することができるものとします。預金者は、持込通貨等を異なる通貨に換えて各預金の預入を希望する場合には、預入前に一旦預入希望通貨に交換したうえで預入れるものとします。ただし、当

行による事前の承諾がない限り、約定済の通貨交換取引（外貨預金取引も含みます。）がある場合は、預金者はこれを取り消すことはできません。

第11条 外国為替先物予約取引 <削除>

第12条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 預金口座取引で預かりする円貨預金および外貨預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出済印鑑または署名を相殺通知書面に押捺又は記入し、キャッシュカードを添えて直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により当座貸越金が相殺後の預金額に基づく当座貸越限度額を超えることとなるときは、当該当座貸越限度額を超えることとなる金額を優先して当座貸越金に充当することとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次によるものとします。
 - (1) 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。なお、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第13条 解約等

1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのプレスティア マルチマネー口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この預金口座は解約されるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
2. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本プレスティア マルチマネー口座を解約すべきと判断した場合、本プレスティア マルチマネー口座は解約されます。
3. 前2項により預金口座が解約され残高がある場合には、当行は、当該金額の指図人払小切手を預金者に郵送することで預金者に対するすべての責任を免れるものとします。また貸越元金その他当行に対する債務が残る場合には、それを他に譲渡できるものとします。
4. 当行が本条によりプレスティア マルチマネー口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第14条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

1. この預金取引のうち円貨の預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ウェブサイト（休眠預金に係る異動事由）に掲げる異動が最後であった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権

の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと：当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）：当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
 - ⑤ この預金取引における円貨の預金あるいは円普通預金口座取引規約にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと：他の預金に係る最終異動日等
3. この預金取引のうち休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、最終異動日等とは一般規約第3条第1項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、最終異動日等については、第1項および第2項を準用します。ただし、第1項第1号、第3号、第4号は、以下のとおり読み替えます。
- ① 当行ウェブサイト（休眠預金に係る異動事由）に掲げる異動のうち、休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、異動として取扱う事由が最後であった日
 - ③ 当行が預金者に対して休眠口座となる通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金口座が開設された日
- また、第2項第5号は、以下の通り読み替えます。
- ⑤ この預金取引における預金あるいは円普通預金口座取引規約にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと：他の預金に係る最終異動日等

第15条 休眠預金等代替金に関する取扱い

1. この預金のうち円貨の預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利息の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）

が行われたこと

- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

プレスティア マルチマネー口座預金細目

この「プレスティア マルチマネー口座預金細目」は、「プレスティア マルチマネー口座取引規約」の一部を構成し、プレスティア マルチマネー口座内の各預金の取扱を定めるものです。

I. 外貨普通預金

1. 取引開始条件
- (1) 預入通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
- (2) 取引開始時に当行は預金者に対し所定の金額の入金を求めることができますものとします。
2. 預金利息
- 預金利息は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）について付利単位を預入通貨単位またはその小数点以下2桁とし、店頭表示の利率によって計算し、その支払いについては毎月、当月分の利息を、翌月第一営業日に、預金元本に組入れます。なお、利率は金融情勢などの変化により変更することがあります。

II. 外貨定期預金

1. 取引開始条件
- (1) 預入通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
- (2) 預入金額は、10万円相当額以上（預入単位は預入外国通貨単位またはその小数点以下2桁まで）とします。
2. 預入期間
- 預入期間は、3ヶ月、6ヶ月、1年その他通貨毎に当行が別途定める期間とします。
3. 預金利息
- (1) 当行は、預金利息を、預入期間および預入日（継続の場合には最終の継続日）現在の店頭表示の利率によって計算します。
- (2) 付利単位は、預入外国通貨単位またはその小数点以下2桁とします。
- (3) 当行は、利息を、満期日または当行が指定する利息支払日に支払います。ただし預金者は、当行が指定する預入期間の外貨定期預金の開設時に限り、月々利息を受取る方式を選択することができるものとします。月々利息を受取る方式を選択した場合、預金者は、利息受取通貨を預入時に設定した通貨から変更することはできないものとします。
4. 預金の支払および外貨定期預金への継続
- 当行は、この預金の元本および利息を、特に預金者が事前に自動継続の指示を行わない限り、満期日、または利息の場合は当行が指定する利息支払日に、それぞれ支払います。この場合の支払方法は、特に事前に指定がない限り、同通貨の普通預金に入金する方法とします。ただし、実際に引出しができるのは原則満期日以降となります。

預金者が自動継続を指示した場合は、当行は、指示内容にしたがい満期日に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。その場合の預金利率は、自動継続当日における、同一の通貨および期間の定期預金の利率を適用します。ただし当行は、一定の預入期間の定期預金について自動継続の取扱をしないものとするができるものとします。

5. 満期日前の解約

預金者は、当行がやむを得ないと認める場合を除いて、満期日前の解約を請求することはできません。

当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合は、当行は、全額の中途解約のみの取扱とし、その利息を預入日（継続したときは最後の継続日、または月々利息を受取る方式を選択した場合は最終利払い日）から解約日の前日までの日数を1年を365日として当該通貨の普通預金の利率によって計算し、預金元本とともに、解約日にプレスティア マルチマネー口座内の預入通貨と同通貨の普通預金に入金する方法により支払います。また、金融情勢等によっては清算費用をお支払いいただく場合があります。

III. 自由金利型定期預金M型（スーパー定期預金）

1. 取引開始条件
- (1) 預入通貨は、日本円のみとします。
- (2) 預入金額は、10万円以上（預入単位は1円）とします。
2. 預入期間
- 預入期間は、当行が別に定める期間とします。
3. 預金利息
- (1) 預金利息は、預入期間および預入日（継続の場合には最後の継続日）時点で決定された利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。利息の計算は、1年を365日（ただし預入期間が2年以上の場合は、閏年の場合は366日）とする日割計算とします。
- (2) 当行は、預金利息を、満期日にこの預金元本とともに支払います。ただし、期間2年の場合の利息支払いは次によります。
- ① 預入日の1年後の応答日（以下「中間利払日」といいます。）に、約定利率に70%を乗じた利率および預入日からその中間利払日の前日までの日数によって計算した中間利払額（以下「中間利息」といいます。）を、利息の一部として中間利払日付で円預金口座に入金します。
- ② 当行は、中間利息を差し引いた利息の残額を、満期日にこの預金元本とともに支払います。中間利息が支払われない場合は満期日に利息全額を支払います。
- (3) 当行は、やむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息を、預入日（継続の場合には最後の継続日）から解約日の前日までの期間について1年を365日として次の利率によって計算し、この預金元本とともに預金者に支払います。ただし、中間利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算された利息額との差額を精算します。

約定預入期間	預入後経過期間	利率
3年未満のもの	6カ月未満	解約日のプレスティア マルチマネー口座普通預金利率
	6カ月以上1年未満	約定利率の50%
	1年以上	約定利率の70%
3年もの	6カ月未満	解約日のプレスティア マルチマネー口座普通預金利率
	6カ月以上1年半未満	約定利率の40%
	1年以上1年半未満	約定利率の50%
	1年半以上2年半未満	約定利率の60%
	2年以上2年半未満	約定利率の70%
2年半以上3年未満	約定利率の90%	

- (4) 付利単位は、1円とします。
 (5) 付利方法は、単利計算とします。ただし、預入期間が3年以上の場合、6カ月ごとの複利計算になります。

4. 預金の支払および継続

特に事前に自動継続の指示がない限り、当行は、この預金元本を満期日に利息とともに預金者に支払います。この場合の支払方法は、プレスティア マルチマネー口座円普通預金に入金する方法とします。ただし、自動継続を指示した場合には満期日に指示内容に従い前回と同一期間のスーパー定期預金として、自動的に継続します。自動継続された預金についても同様とします。

5. 満期日前の解約

預金者は、当行の承諾がある場合に限り満期日前の解約を行うことができるものとし、その場合の利率は前3(3)の中途解約利率とします。

IV. 自由金利型定期預金（大口定期預金）

1. 取引開始条件

- (1) 預入通貨は、日本円のみとします。
 (2) 預入金額は、1,000万円以上（預入単位は1円）とします。

2. 預入期間

預入期間は、当行が別に定める期間とします。

3. 預金利息

- (1) 預金利息は、預入期間および預入日（継続の場合には最後の継続日）時点で決定された利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。利息の計算は、1年を365日（ただし預入期間が2年以上の場合は、閏年の場合は366日）とする日割計算とします。
 (2) 当行は、利息を、満期日にこの預金元本とともに預金者に支払います。ただし、預入期間2年の場合の利息の支払いは次によります。
 ① 預入日の1年後の応当日（以下「中間払日」といいます。）に、約定利率に70%を乗じた利率および預入日からその中間払日の前日までの日数によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として中間払日付で円預金口座に入金します。
 ② 当行は、中間払利息を差引いた利息の残額を、満期日にこの預金元本とともに支払います。中間払利息が支払われない場合は、満期日に利息全額を支払います。
 (3) 当行は、やむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息を、預入日（継続の場合には最後の継続日）から解約日の前日までの期間について1年を365日として次の利率によって計算し、この預金元本とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。

約定期間	預入後経過期間	利率
すべて	1カ月未満	解約日のプレスティア マルチマネー口座円普通預金利率
	1カ月以上	約定利率の70%

- (4) 付利単位は、1円とします。
 (5) 付利方法は、単利計算とします。

4. 預金の支払および継続

特に事前に自動継続の指示がない限り、当行は、この預金元本を満期日に利息とともに預金者に支払います。この場合の支払方法は、プレスティア マルチマネー口座円普通預金に入金する方法とします。ただし、預金者があらかじめ自動継続を指示した場合には、当行は、満期日に指示内容に従い前回と同一期間の預金に自動的に継続します。自動継続された預金についても同様とします。

5. 満期日前の解約

預金者は、当行の承諾がある場合に限り満期日前の解約を行うことができるものとし、その場合の利率は前3(3)の中途解約利率とします。

V. プレスティア マルチマネー口座円普通預金

預金利息

預金利息は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）が1,000円以上ある場合、付利単位を1円とし店頭表示の利率によって計算します。また、その支払いについては2月と8月の第3日曜日までの利息を翌営業日にこの預金元本に組入れます。なお、利率は金融情勢などの変化により変更することがあります。

VI. ステップアップ定期預金

1. 取引開始条件

- (1) 預入通貨は、当行が認める通貨のみとします。
 (2) 預入金額は、当行が定めた金額以上とし、預入単位は、預入通貨単位またはその小数点以下2桁までとします。
 (3) 預金者は、以下に定める中間利息の通貨を指定します。指定通貨は、円もしくは預入外国通貨とします。
 (4) 預金者は、指定された利息支払通貨の変更を行うことはできないものとします。

2. 預入期間

預入期間は、2年またはその他通貨毎に当行が別途定める期間とします。

3. 預金利息

- (1) 当行は、預入日から満期日までを6カ月毎の“ステップ”期間に分割し、預入日において定められた各ステップ期間に適用される利率（以下「適用利率」といいます。）によって、預金利息を計算します。
 (2) 中間払利息の支払
 当行は、預入日から満期日までの間に到来する毎月最終営業日を「中間払日」とし、前項により定める適用利率に従い1カ月毎の（ただし、預入日から最初に到来する毎月最終営業日までの日数が1カ月未満の場合は、日割計算のうえ）利息（以下「中間払利息」といいます。）を支払います。ただし、実際に引出しができるのは、中間払日の翌営業日以降となります。
 (3) 当行は、中間払利息は、利息の支払通貨が円の場合、プレスティア マルチマネー口座円普通預金、円普通預金口座、円当座預金口座に（預入通貨が円以外の場合は、預入通貨より当行所定のレートで換算後）入金します。利息の支払通貨が預入外国通貨の場合、預入外国通貨と同通貨のプレスティア マルチマネー口座内の普通預金に入金します。（上記1.(3)参照）
 (4) 付利単位は、預入通貨単位またはその小数点以下2桁とします。
 (5) 付利方法は、単利計算とします。

4. 預金の支払および継続

(1) 満期日における支払

当行は、この預金元本を、満期日にプレスティア マルチマネー口座内の預入通貨と同通貨の普通預金に入金する方法により預金者に支払います。この場合、満期日の属する月の利息については、前回の中間払日から満期日までの日割計算のうえ、満期日付で、預金者が預入時点で指定した預入外国通貨と同通貨のプレスティア マルチマネー口座外貨普通預金、同口座円普通預金、円普通預金口座、円当座預金口座のいずれかに入金します。

- (2) この預金は、自動継続扱いにはできません。

5. 満期日前の解約

- (1) 預金者は、預入日から最初の6カ月間の期間（以下「第1ステップ期間」といいます。）は、解約はできません。
- (2) 第1ステップ期間経過後は、預金者は、当行の承諾がある場合にのみ満期日前に解約することができるものとします。
- (3) 前項により満期日前に解約に応じる場合、当行は、解約日（月末の最終営業日に解約する場合も含みます。）の属する月については、中間払利息は一切支払わないものとします。
- (4) 前2項により満期日前に解約に応じる場合は、当行は、預金元本を解約日にプレスティア マルチマネー口座内の預入通貨と同通貨の普通預金に入金する方法により支払います。

VII. プレミアム・デポジット

1. 取引開始条件

- (1) 預入通貨は、日本円または当行が認める通貨とします。
- (2) 預金中の資金を第7項に定められている設定レート（以下「設定レート」といいます。）で交換する際に支払われる通貨（以下「相対通貨」といいます。）は、当行が認める通貨の中から預金者が指定します。
- (3) 預入金額は「商品説明書兼契約締結前交付書面」に定められている金額以上とし、預入単位は、預入通貨が円の場合は1円、外貨の場合は、預入通貨単位またはその小数点以下2桁までとします。

2. 預入期間

預入期間は、当行が別途作成する「商品説明書兼契約締結前交付書面」に定められた期間とします。

3. 預金利息

- (1) 預金利息は、預入時に決定した預入期間および金利によって計算します。
- (2) 利息は、この預金の満期日（以下「満期日」といいます。）に預入通貨建てで、支払われます。
- (3) 付利単位は、円については1円、外貨については預入外国通貨単位またはその小数点以下2桁とします。
- (4) 付利方法は、単利計算とします。

4. 預金の支払および継続

預金元本は、満期日付けで税引後利息とともに支払われます。元本は預入通貨が日本円の場合は円で、預入通貨が外貨の場合は外貨で支払われます。ただし、第7項の定めにより満期日に相対通貨に交換される場合は、元本は相対通貨に交換されます。

税引後利息は元本部分の通貨交換にかかわらず、預入通貨建てで支払われます。

元本、利息の支払方法は、当該通貨のプレスティア マルチマネー口座普通預金に、満期日付けで満期日の当日あるいは翌営業日に入金する方法とします。資金は入金後に払戻しができるようになります。

この預金は、自動継続扱いにはできません。

5. 満期日前の解約

預金者は、当行がやむを得ないと認める場合を除いて、満期日前の解約を請求することはできません。当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合は、当行は、全額の中途解約のみの取扱とし、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、1年を365日として当行所定の方法により計算するものとします。

中途解約に際しては、預金者は中途解約により当行に生じた損害金を当行に支払うものとします。この損害金は、中途解約がなければ発生しなかった当行の負担金額をいいます。これには、当行所定の方法により計算した費用等を含むものとします。

この場合、当行は、預金者に事前に通知することなく、預金元本および利

息から、預金者が当行に支払うべき中途解約により当行に生じた損害金を差し引くことができるものとします。

6. 線上および差額計算

- (1) 預金者に関し、以下のいずれかの事由が発生した場合、当行は、事前に通知することなく、預金に含まれている通貨オプション取引を含め、預金全体を終了する権利を有するものとします。この場合、当行は、預金者に事前に通知することなく、上記の取引を清算し、預金元本および利息から、預金者が当行に支払うべき清算金額を差し引くことができるものとします。

- ① 預金者が債務を返済できなくなったとき、あるいは預金者によって、または預金者に対して、破産、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、または特別清算の開始が申請されたとき。
- ② 預金者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 預金者の当行に対する預金・債務に対し、仮差押、債権保全、または預金の命令または通知が出されたとき。
- ④ 預金者が当行に住所の変更を知らせなかったため、あるいは預金者の責めに帰すべきその他の理由により、預金者の所在がわからなくなったとき。

- (2) 預金者に関し、以下のいずれかの事由が発生し、当行が通知してから3日以内にかかる事由が治癒されなかった場合、預金に含まれる通貨オプション取引を含め、預金全体をただちに終了するものとします。この場合、当行は預金者に事前に通知することなく、上記の取引を清算し、預金元本および利子から、預金者が当行に支払うべき清算金額を差し引くことができるものとします。

- ① 預金者が当行に対する債務のいずれかを期限までに支払わなかったとき。
- ② 預金者が当行と締結した契約のいずれかの条件に違反したとき。
- ③ 上記以外で、当行の権利の保護を必要とするしかるべき理由が存在するとき。

7. 設定レート

(1) 基準レート

第7項2号に定められた設定レートを決定し、第7項3号にて設定レートと比較する基準レートには、第7項2号については預入時点、第7項3号についてはあらかじめ当行が定めた時点で、当行が得られる銀行間市場の実勢為替レートをもとに当行が決定します。

(2) 設定レートの決定

預金者は、満期日の相対通貨への交換に適用される「設定レート」を①設定レートを選択する、または②預入時の基準レートと設定レートの差である「差額」を選択することで設定します。設定レートまたは差額は預入時に当行の定める範囲内で選択し、決定します。設定レートの選択方法については、②の方法のみ使用可能な場合もあります。

(3) 設定レートの適用

① 円投資型

満期日の東京時間午後3時時点で、円の相対通貨に対する基準レートが設定レートと同じかこれを下回る場合（円高）、満期日付で預入元本は相対通貨に交換され、同時点で円の相対通貨に対する基準レートが設定レートを上回る場合（円安）、満期日における預金の元本は円のままとなり、当該通貨のプレスティア マルチマネー口座普通預金に入金されます。

預金の利息は元本部分の通貨交換にかかわらず円のままとなり、円のプレスティア マルチマネー口座普通預金に入金されます。

② 外貨投資型

満期日の東京時間午後3時時点で、円の預入通貨に対する基準レートが設定レートと同じかこれを上回る(円安)場合、満期日付で預入元本は円に交換され、同時点で円の預入通貨に対する基準レートが設定レートを下回る場合(円高)、満期日における預金の元本は預入通貨のままとなり、当該通貨のプレスティア マルチマネー口座普通預金に入金されます。

預金の利息は元本部分の通貨交換に關らず預入通貨のままとなり、当該通貨のプレスティア マルチマネー口座普通預金に入金されます。

③ クロスカレンシー型

満期日の東京時間午後3時時点で、預入通貨(外貨)対相対通貨(外貨)の基準レートが設定レートと同じか、預入通貨高の場合、満期日付で預入元本は相対通貨に交換され、同時点で預入通貨(外貨)対相対通貨(外貨)の基準レートが設定レートより、預入通貨安の場合、満期日における預金の元本は預入通貨のままとなり、当該通貨のプレスティア マルチマネー口座普通預金に入金されます。

預金の利息は元本部分の通貨交換にかかわらず預入通貨のままとなり、当該通貨のプレスティア マルチマネー口座普通預金に入金されます。

8. <削除>

以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2020年3月1日より適用します。

オーダーウォッチ・サービス規定

第1条 オーダーウォッチ・サービス

1. 当行は、本取引規約および本取引規定にしたがって、指定されたレートに達した場合、預金者に代わって自動的に取引を実行するサービス(以下「オーダーウォッチ・サービス」といいます。)を預金者に提供することができます。
2. 当行は、預金者の指定する為替レート(以下「指値」といいます。)が実勢レートに等しくなった場合のみ、注文を実行します。各種情報サービス提供者のスクリーン上の買値または売値は、市場における実際の取引を必ずしも反映しない気配値として、当行はこれに拘束されません。
3. 注文を実行するにあたり、注文に出された預入資金はお客様レートで代替通貨に交換されます。適用される「お客様レート」は、(預金者の)外貨買入注文の場合、指値に所定の為替手数料を加えたレートになり、(預金者の)外貨売り注文の場合、指値から所定の為替手数料を差し引いたレートになります。
4. 上記3項にしたがって代替通貨に交換された資金は、指定の口座の普通預金に入金されます。
5. 指値注文の設定期間中でも資金移動は可能です。指値注文が実行されたときに資金不足の際は当該指値注文は不成立となり失効します。
6. 注文は当行の支店、電話、またはプレスティア オンラインで受け付けます。ただし口座により制限があります。また、指値注文をお受けすることのできる為替レートの範囲は限られます。受付可能な範囲については当行が別途定めるものとします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

このサービスは、第4条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのサービスの提供をお断りするとともに、当該預金者へのサービス提供を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 注文の有効期間/変更/取消

1. 預金者は当行の定める期間内で、各注文の有効期間を定めるものとします。預金者が「取り消されるまで有効」と定める場合、かかる注文は、預金者によって取り消されるまで、もっぱら当行の定める期間内に有効であるものとします。
2. 預金者は、当行が注文を実行する前に、かかる注文の変更または取消を行うことができます。ただし、注文が変更または取り消された場合、預金者またはその他の関係者が被ったすべての手数料、費用、損害、損失は、預金者が負担するものとします。
3. 当行は、預金者またはその資産について次の各号の一つにでも該当する事由が発生した場合は、当行は、預金者に通知することなく、預金者により出されている注文を取消することができるものとします。当行は、本項による注文の取消により、預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
 - ① 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき。
 - ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらと同様の法的手続の申立があったとき。
 - ③ 相続の開始があったとき。
 - ④ 一般規約第10条第3項により預金口座取引の制限もしくは停止、または預金口座が解約されたとき。
 - ⑤ 上記各号のほか、合理的な理由があり、当行の裁量により、注文の取消をすべきと判断したとき。

第3条 注文の実行

1. 当行は、自らの裁量により、当行の定める適切な時期および/または当該通貨の金額に関し、自己の判断にもとづいて注文を実行するものとします。
2. 当行は、最大の努力を払って注文を実行しますが、市場環境が悪化したと当行が判断し、当該注文を実行できなかった場合、預金者またはその他の関係者にいかなる損害、費用、または損失が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
3. 預金者は、出されているすべての注文について全面的に責任を負います。注文の結果生じるすべての損害、費用または損失は、もっぱら預金者の負担とします。

第4条 サービスの変更/取消

1. 当行は、合理的な理由がある場合、当行の判断により、いつでも、本サービスを変更または停止することができます。また、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本サービス契約を解約すべきと判断した場合、本サービス契約は解約されます。
2. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービス提供を停止し、または預金者に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものと、このサービス契約は解約されるものとします。
 - ① 預金者が預金口座開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

第4条の2 免責

当行が第4条第2項によりこのサービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

以上、オーダーウォッチ・サービス規定は、2019年10月1日より適用します。

当座預金口座取引規約

当行と当座預金口座取引（以下「当座取引」といいます。）を行うについては、預金者は、一般規約のほか、この当座預金口座取引規約（以下「当座規約」といいます。）にしたがうものとします。一般規約の規定と当座規約の規定が矛盾する場合は、当座規約の規定が優先するものとします。

第1条 取引開始条件

預入通貨は日本円のみとし、また口座開設時の預入金額は10万円以上とします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第10条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするとともに、当該預金者との預金口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 預入および払戻等

1. 預金者は、口座間の振替による預入を、当行のいずれの国内支店においても行うことができるものとします。ただし当行は、現金、トラベラーズチェック、小切手等による預入については、当該業務を取扱う国内支店においてのみ取扱います。また、当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードによる預入については、別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」にしたがうものとします。

2. 払戻は、これを取扱う当行国内支店の窓口において行うか、キャッシュカードを保有する個人の場合には当行と提携している自動機を使用してキャッシュカードにより払戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル、その他の方法により他口座の預金等へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、なお以下の規定に従うものとします。
 - (1) 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、小切手または払戻請求書に捺捺もしくは記入された印影もしくは署名とあらかじめ届出済の印鑑もしくは署名鑑とが一致した場合、または暗証番号読取機に入力された暗証と届出済の暗証が一致した場合に限りこれに応じます。
 - (2) 当行は、自動機による払戻請求については、自動機操作の際に使用された暗証と届出済の暗証とが一致した場合に限りこれに応じます。なお、キャッシュカードによる払戻については、当行が別途定める「SMBC信託銀行バンキングカード規定」によるものとします。
 - (3) 当行は、電話による払戻については、電話を通じて入力された暗証と電話取引用暗証番号が一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、小切手の呈示を要しないことができるものとします。
 - (4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーIDとパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないことができるものとします。
3. この預金口座については約束手形は発行しません。
4. 当行は、当行の国内支店または他の金融機関を通じてこの預金口座に振込があった場合は、当行でこの預金口座に入金処理が完了した後でなければ、支払資金としません。
5. 当行は、小切手が手形交換所を通じて支払呈示された場合、当日の午後3時の預金残高を支払可能残高として取扱います。

第3条 預金利息

当行は、この預金には預金利息は付けません。

第4条 過振りの取扱

1. 一般規約第6条にかかわらず、当行が当行の裁量により払戻可能額を超えて払戻を行った場合には、預金者は、当行の請求があり次第直ちにその不足金を支払うものとします。
2. 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.0%とし、当行所定の方法により計算するものとします。
3. 当行は、第1項により当行が払戻をした後にこの預金口座に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
4. 第1項による不足金および第2項による損害金が支払われない場合には、当行は、預金その他預金者が当行に対して有する債権をもって、その支払期限にかかわらずいつでも相殺することができるものとします。
5. 第1項による不足金がある場合、この預金口座に受入れまたは振込まれた証券類については、当行は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第5条 振出日漏れの小切手の取扱

1. 当行は、振出日の記載のない小切手が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

2. 前項の取扱いによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、当行に過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第6条 線引小切手の取扱

線引小切手が呈示された場合、その裏面に当行に届出済の振出名義人の署名または印影と一致する署名または印影があるときは、当行は、その持参人に支払うことができるものとし、そのために小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行に過失がある場合を除き、一切その責任を負いません。当行は、第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとし、

第7条 支払停止の指示

1. 預金者は、当行所定の書面をもって届出ることによって、当行に支払停止の指示をすることができるものとします
2. 支払停止後にこの預金口座の小切手が支払呈示されても、当行は、何らの支払義務を負いません。

第8条 解約後の支払呈示

解約後にこの預金口座の小切手が支払呈示されても、当行は、何らの支払義務を負いません。

第9条 個人情報センターへの登録

預金者に次の各号に該当する事由が一つでも生じたときは、当行はその事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6カ月間）登録することができるものとし、かつ同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のために利用できるものとします。

1. 差押、仮差押、支払停止、破産等の信用欠如を理由に解約されたとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 手形交換所の不渡報告書に記載されたとき。

第10条 解約等

1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの当座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものと、この預金口座は解約されるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど

の関与をしていると認められる関係を有すること

- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

2. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本預金口座を解約すべきと判断した場合、本預金口座は解約されます。
3. 前2項により預金口座が解約され残高がある場合には、当行は、当該金額の指図人払小切手を預金者に郵送することで預金者に対するすべての責任を免れるものとします。また貸越元利金その他当行に対する債務が残る場合には、それを他に譲渡できるものとします。
4. 当行が本条により当座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第11条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当ウェブサイト（休眠預金に係る異動事由）に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと：当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）：当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

第12条 休眠預金等代替金に関する取扱い

- この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利息の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上、当座預金口座取引規約は、2019年10月1日より適用します。

外国向けクリーン・ビル取立規定

当行に外国向けクリーン・ビルの取立を依頼する者（以下「依頼人」といいます。）は、この「外国向けクリーン・ビル取立規定」にしたがうものとします。

第1条 取立手続

小切手等の送付・取立については、この規定の他、当行が定める規約等によるものとします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

取立は、第2条第2項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができます。第2条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取立の依頼をお断りするとともに、当該依頼人との取立委託取引を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 取立の拒絶等

- 当行は、当行の判断で取立の依頼を拒絶または取消することができるものとします。当行が取立てる小切手の宛人は入金する預金口座の口座名義と同一であることとします。当行は、裏書譲渡された小切手は取扱いませ

- 次の各号の一にでも該当し、依頼人との取引を継続することが不適切である場合には、当行は取立の依頼を拒絶し、または依頼人に通知することにより取立委託契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取立委託契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものと、この取立委託契約は解約されるものとします。

- 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他 A から D に準ずる行為

- 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本取立委託契約を解約すべきと判断した場合、本取立委託契約は解約され

第3条 取立銀行の選定、小切手等の送付・取立方法

当行は、当行の判断で、取立のために利用する関係銀行（以下「取立銀行」といいます。）を選定し、小切手等の送付および取立方法を決定することができるものとします。

第4条 小切手等の真正・有効性の担保

当行は、小切手等およびその裏書等が真正または有効であるか否かについては、一切調査または確認等の義務または責任はなく、小切手等およびその裏書等に偽造・変造その他の瑕疵があることによって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第5条 取立済・不渡通知および拒絶証書の取扱

取立済通知および不渡通知は、当行が適当と認める方法によるものとします。また特にあらかじめ書面による指定のない限り、当行は、支払拒絶証書作成、償還請求の通知その他の法定手続を取りません。

第6条 手数料・費用

当行および取立銀行の小切手等の取立・返還に関する手数料および費用は、

依頼人が負担するものとします。なお、依頼人からの依頼により、当行が取立の経過照会を行った場合には、その照会のため要した手数料および費用も同様とします。

第7条 取立代金の償還

当行が取立代金を依頼人に支払った後に、取立を依頼した小切手等の不渡り、偽造・変造等の瑕疵、外国の法令・慣習その他何らかの事由により取立ができずまたは取立銀行から当行に対し取立代金の支払取消がなされたときは、依頼人は、小切手等の返還を待たず直ちに当行所定の料率による利息および費用を付して当行に支払うものとします。この場合に適用する為替レートは、支払時の当行直物電信売レートとします。

第8条 小切手等の返還

取立地の法令もしくは習慣またはその他の事情により小切手等を取戻すことができないときは、当行は、依頼人に対し小切手等の返還義務を負わないものとし、これによっていかなる損失、損害または諸費用等が依頼人に発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第9条 免責事項

1. 小切手等の輸送中における紛失、毀損もしくは延着その他の理由によって生じた損害については当行は一切責任を負いません。
2. 取立銀行の過失、錯誤、懈怠、遺漏等による小切手等の不着、延着または紛失、ならびに取立銀行の営業停止、支払不能もしくは破産および支払地の法令その他の事情による取立代り金の回収不能、延着、為替差損その他の原因のいかんを問わずやむを得ない事情によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
3. 当行が第2条第2項により取立委任契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第10条 譲渡・質入れの禁止

1. 本取立の委託に基づく依頼人の権利は、譲渡または質入れすることできません。
2. 当行がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

第11条 取立統一規則

本規定または当行の口座取引規約その他の規定に定めのない事項については、国際商業会議所制定の取立統一規則（1995年規則またはその後改定があれば改定規則）に従って取扱うものとします。

以上、外国向けクリーン・ビル取立規定は、2020年10月19日より適用します。

預金小切手取扱規定

第1条 預金小切手の取扱い

当行が、申込人からの依頼に基づき、当行を支払人として振出す小切手（以下、「預金小切手」といいます。）については、本規定のほか手形交換所規則の関連条項に従って取扱うこととします。

第2条 預金小切手金額の取扱い

預金小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第3条 支払の範囲

預金小切手の金額の一部支払いはしません。

第4条 届出事項の変更

1. 預金小切手を紛失した場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届出てください。
2. 前項による届出事項の変更の届出を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第5条 手数料

預金小切手作成の受付にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。

第6条 預金小切手に対する支払い

1. 支払いの呈示を受けた小切手を相当の注意をもって照合し、当行振出の預金小切手に相違ないものと認めて取扱いした場合、当該小切手につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 当行は、預金小切手について除権決定がなされた後に支払いをしたものではない限り、生じた損害について責任を負いません。
3. この規定に違反したために生じた損害についても、前二項と同様とします。

第7条 災害等による免責

次の各号の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

1. 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的金融機関の措置等はやむを得ない事由があったとき
2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
3. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

第8条 預金規定等の適用

預金口座から振替えて預金小切手作成の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびSMBC信託銀行バンキングカード規定により取扱います。

第9条 法令・規則等の遵守

本規定に優先する法令又は法令に基づく命令、規制等がある場合は、本規定に拘らずそれらが適用されるものとし、また本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うことにします。

第10条 正文

本規定の日本語と英語の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先します。

以上、預金小切手取扱規定は、2019年10月1日より適用します。

郵送送金指示取扱規定

預金者は、郵送送金指示を行うについては、一般規約のほか、この「郵送送金指示取扱規定」(以下「郵送送金規定」といいます。)に従うものとします。一般規約の規定と郵送送金規定の定めが矛盾する場合は、郵送送金規定が優先するものとします。

1. 預金者は、この規定に従って、郵便、民間業者による宅配サービスまたは代理人により持参される書面による当行に対する指示(以下「郵送送金指示」といいます。)によって、預金者の口座から資金を送金(以下この規定において「送金」といいます。)するよう要請することができるものとします。預金者は、各郵送送金指示に当行にあらかじめ届出た署名を記載し、または印鑑を押印するものとします。当行は、郵送送金指示に対して電話確認を必要と判断した場合には、預金者が当行に届出ている連絡先に連絡し、当行が別途定める方法により本人確認および郵送送金指示の確認をしたうえで送金を行うものとします。電話確認を試みたにもかかわらず電話確認が完了できなかった場合には、当行は郵送送金指示の実行は行わず、郵送送金指示を返却いたします。預金者は、当行で使用されている標準書式または当行の承認を得た書式に従って郵送送金指示を作成し、以下の事項を明記するものとします。

(1) 日付、(2) 金額および支払通貨、(3) 送金方法、(4) 引落口座番号、(5) 受取銀行の名称および住所、(6) 受取人の名称および口座番号、ならびに(7) 依頼人名および依頼人住所、電話番号、関係手数料の負担者区分など当行所定の事項。

預金者は、郵送送金指示を、遅くとも送金が行われる営業日の2営業日前の午後3時までには当行に受領せしめるものとします。送金実行日が指定されない場合は、当行は任意の営業日に送金を実行できるものとします。郵送送金指示に送金実行日指定不備以外の何等かの不備があった場合は、当行は送金を実行せず、郵送送金指示を預金者あて返却するものとします。当行は、送金を実行しなかった事実またはその理由等を預金者に通知しません。郵送送金指示に従って資金を送金したときは、当行は、送金実行書を預金者の住所に郵送します。

1の2. 反社会的勢力との取引拒絶

この取引は、第6条各号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第6条各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取引の依頼をお断りするとともに、当該預金者との取引を制限もしくは停止できるものとします。

2. 預金者は、当行が、各送金について、送金が行われた口座から送金に要した合理的費用および当行所定の手数料等を引落し、受領することをここに認めます。
3. 送金を外貨で行う場合は、当行は、預金者から受領した資金を当該資金の受領日における当行対顧客電信売レートで当該外貨に交換できるものとし、かかる交換をした旨の当行の計算書は確定的なものとします。ただし、当行が送金通貨の確定売レートを利用することができない場合には、当行は仮レートを適用し、支払が実行された国からの最終確認を待つものとします。このような場合には、当行は、その事案に応じて預金者から追加支払を求めまたは預金者に払戻をするなど必要な調整を行うことができるものとします。送金を送金国の通貨以外の通貨で行う場合は、当行は、受取人が支払銀行または取引銀行との取決により他の通貨で支払を受けない限り、支払が行われたときのニューヨーク(米ドル建の場合)またはロンドン(英ポンドまたはユーロ建の場合)のその支払銀行または取引銀行の買レートにより、当該国の通貨で行います。当行は、やむをえない事由から発生した送金の誤り、遅延、不送金またはその他の事態について、当

行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。電信送金は明確な言語、略号または暗号で行われるものとします。預金者が送金取消を要請した場合、当行は、当行所定の方法により送金の取消が有効であることを確認した後に送金取消を行い、資金が当行にて外貨に交換された場合は、返戻日の銀行の買レートをもとに、当行および取引銀行の経費を差し引いて返戻することができるものとします。

4. 預金者は、もっぱらその責任で郵送送金指示の秘密を保持し、適切に当行に到着するよう手配するものとします。当行は、以下の事由によっていかなる損害、損失または諸費用等が預金者または第三者に発生しても、責任を負いません。(1) 郵送送金指示の偽造もしくは変造、権限のない、もしくは権限を超越した者による郵送送金指示、または郵送送金指示の欺罔行為もしくはその他の不正な行為による使用、(2) 不備、不完全もしくは不正確な情報を含む郵送送金指示による当行の行為、(3) 郵送送金指示の誤配、遅配その他配達に関する事柄、(4) やむをえない事由により生じた、当行の郵送送金指示実行の懈怠もしくは遅延、(5) 当行が法令に違反すると合理的に判断して郵送送金指示を実行しなかったこと、または、(6) 当行が第6項により送金サービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生したこと。当行は、上記(1)ないし(6)のいずれかに該当する郵送送金指示に記載された条項または条件を、無効とみなすことができるものとします。
5. 当行は、この規定に基づき行う当行の業務が当行内部の監査および融資規則等に抵触すると判断する場合、預金者に対する書面による通知もしくは相当な表示手段による告知をもって、郵送送金指示による送金サービスを終了することができるものとします。
6. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は送金サービスの要請を拒絶し、または預金者に通知することにより送金サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの送金サービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして、この送金サービス契約は解約されるものとします。
 - ① 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、の関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

7. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本送金サービス契約を解約すべきと判断した場合、本送金サービス契約は解約されます。

以上、郵送送金指示取扱規定は、2019年10月1日より適用します。

振込規定（海外送金）

1 適用範囲

当行は、外為送金依頼書および電話による送金の依頼による次の各号に定める外国送金取引については、この「振込規定」により取扱います。

- ① 外国向送金取引
- ② 国内にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③ 外国為替法規上の（非）居住者と非居住者との間における国内にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④ その他前各号に準ずる取引

1の2 反社会的勢力との取引拒絶

振込は、第4条第4項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第4条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの振込の依頼をお断りするとともに、当該依頼人との振込依頼取引を制限もしくは停止できるものとします。

2 定義

この規定における用語の定義は、次の通りとします。

- ① 外国向送金取引
依頼人の委託に基づき、当行が行う次のことをいいます。
 - a. 依頼人の指定する外国にある金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（口座振込）
 - b. 外国にある金融機関を支払人として、依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を依頼人に対して交付すること
- ② 支払指図
依頼人の委託に基づき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。
- ③ 支払銀行
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。
- ④ 関係銀行
支払銀行および送金のために以下のことを行う金融機関をいいます。
 - a. 支払指図の仲介
 - b. 銀行間における送金資金の決済

3 送金の依頼

- (1) 送金の依頼は、次により取扱います。
 - ① 店頭および電話による送金の依頼は、当行所定の受付時間内に受け付けます。
 - ② 店頭以外での送金の依頼については、当行所定の受付時間内にて、当行所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 当行所定取扱時間終了後および銀行休業日にて受け付けた場合には、前

項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に支払指図を発信します。

- ④ 送金の依頼にあたっては、当行所定もしくは当行の承認を得た外為送金依頼書、または当行所定の方法により事前に内容を登録するための依頼書等を使用し、送金の種類、支払方法、受取銀行名、支店名または住所、受取人名、受取人口座番号および受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人/送金人名、依頼人の住所、電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。なお、送金人は依頼人と同一であるものとし、依頼人が第三者のために依頼する送金は取扱いません。
 - ⑤ 当行は前号により外為送金依頼書に記載された事項または電話により指示された事項を依頼内容とします。
 - ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および送金を行う目的を確認させていただきます。
- (2) 送金の依頼を受けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続をしてください。
- ① 外為送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入または電話による送金の依頼の場合は送金目的を申し出てください。
 - ② 所定の公的書類により本人確認済の依頼人の預金口座から送金資金を振替する場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。
 - ③ 所定の公的書類により本人確認済の依頼人の預金口座から送金資金を振替する場合等を除き、氏名、住所、および個人番号を確認できる所定の本人確認書類等を提出してください。
 - ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
- (3) 送金の依頼にあたっては、依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4 送金委託契約の成立と解除等

- (1) 送金委託契約は当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国関係計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国関係計算書等は、解除や組戻の場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、電話による送金委託契約が成立したときは、当行は、その内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。
- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。
 - ① 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
 - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき

- ③ 送金が犯罪や不正にかかわるものであるなど相当の事由がある時
- ④ 上記以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本送金委託契約を解約すべきと判断した場合
- (4) 次の各号の一にでも該当し、依頼人からの振込依頼を実行することが不適切である場合には、当行は振込依頼を拒絶し、または依頼人に通知することによりこの振込依頼契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの振込依頼契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして振込依頼契約は解約されるものとします。
- ① 依頼人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- (5) 前項による解約の場合には、送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する外国関係計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (6) 受取書等に使用された署名または印影を、外為送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (7) 当行が第4項により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

5 支払指図の発信等

- (1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容に基づいて、遅滞なく関係銀行に対して

- 支払指図を発信し、または送金小切手を依頼人に対して交付します。
- (2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、送金実行のために、情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに受取人に伝達されることがあります。

- ① 外為送金依頼書に記載された情報
- ② 依頼人の口座番号・住所、取引番号、その他依頼人を特定する情報
- ③ 受取人の口座番号・住所、その他受取人を特定する情報
- (3) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するときは、当行は、依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。なおこの場合、当行は依頼人に対してすみやかに通知します。
 - ① 当行が依頼人の指定に従うことが不可能と認めたととき
 - ② 依頼人の指定に従うことによって、依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたととき
- (5) 前3項の取扱いによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

6 手数料・諸費用

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、この他に、関係銀行にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。また、依頼人より、関係銀行にかかる手数料・諸費用は依頼人が負担するとの申出を受け、当行が諸手数料に関し、依頼人の負担とするよう送金指図を発信するも、これらが送金金額から差し引かれた場合には、当行は責任を負いません。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行にかかる手数料・諸費用を後日いただくこともあります。組戻しの場合には関係銀行にかかる手数料、諸費用が差し引かれて資金が返戻されることがあります。
 - ① 照会手数料
 - ② 変更手数料
 - ③ 組戻手数料
 - ④ 電信料・郵便料
 - ⑤ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

7 為替相場

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- (2) 第4条第4項、第9条第3項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行

時における所定の為替相場とします。

8 受取人に対する支払通貨

依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- ① 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

9 取引内容の照会等

- (1) 依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店またはコールセンターに照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。
- (2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金にかかる返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第 11 条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

10 依頼内容の変更

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には取扱店の窓口において、次の変更の手続きによります。ただし、送金金額を変更する場合には、第 11 条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する外国関係計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
 - ② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第 4 条第 5 項の規定を準用します。また、前項第 2 号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置により、その取扱いができません。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

11 組戻し

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第 4 条第 2 項に規定する外国関係計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。
 - ② 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
 - ③ 組戻しを承諾した関係銀行からの送金にかかる返戻金の受領を当行が確認できた場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外為送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第 4 条第 5 項の規定を準用します。また、前項第 2 号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができません。

12 通知・照会の連絡先

- (1) 当行がこの取引について依頼人に通知・照会をする場合には、外為送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

13 災害等による免責

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等の依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ 依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ 依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係にかかる損害
- ⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

14 譲渡、質入れの禁止

本規定による取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

15 預金規定の適用

依頼人が送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

16 法令・規則等の遵守

本規定に優先する法令または法令に基づく命令、規制等がある場合は、本規定にかかわらずそれらが適用されるものとし、また、本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続に従うことにします。

17 正文

本規定の日本語と英語の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先します。

以上、振込規定（海外送金）は、2020年10月19日より適用します。

振込規定

1 適用範囲

振込依頼書、または電話による振込の依頼による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

1の2 反社会的勢力との取引拒絶

振込は、第8条の2第1項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第8条の2第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの振込の依頼をお断りするとともに、当該依頼人との振込依頼取引を制限もしくは停止できるものとします。

2 振込の依頼

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① 振込の依頼は当行所定の取扱時間内に受け付けます。
 - ② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書または当行の承認を得たものを使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
 - ③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
 - ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および振込を行う目的を確認させていただきます。
- (2) 電話による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① 電話による振込の依頼は当行所定の時間内に利用することができます。
 - ② 1回あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 電話による振込の依頼は、予め当行所定の方法にて事前に登録を行うものとします。
 - ④ 電話による振込は、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に電話にて指示してください。
 - ⑤ 当行は前号により事前に登録された事項および電話により指示された事項を依頼内容とします。
 - ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令に基づき必要な場合、依頼人の職業および振込を行う目的を確認させていただきます。
- (3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または電話による振込の依頼の不備があったとしても、これによって生じた損

害については、当行は責任を負いません。

- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他の取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

3 振込契約の成立

- (1) 振込依頼書または電話による振込の依頼による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) 前項により振込依頼書による振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。電話による振込の依頼による振込契約が成立したときは、当行はその内容を当行所定の取引明細に記載します。預金者は、それを受取った場合は、直ちに記載内容を確認するものとします。預金者は、その記載内容に関する照会等については、その作成日から3カ月以内に行うものとし、当行は、それ以降の照会を拒否することができるものとします。
- (3) <削除>

4 振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、当行所定取扱時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- (2) <削除>

5 証券類による振込

- (1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。
- (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めるときは、その旨を表示した振込資金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。
- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面に保証人を求めることがあります。
- (5) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたらうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみや

かに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

7 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または書面にて保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8の2 解約等

- (1) 次の各号の一にでも該当し、依頼人からの振込依頼を実行することが不適切である場合には、当行は振込依頼を拒絶し、または依頼人に通知することによりこの振込依頼契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの振込依頼契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして振込依頼契約が解約されるものとします。

- ① 依頼人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- (2) 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本振込依頼契約を解約すべきと判断した場合、本振込依頼契約は解約されます。
- (3) 当行が前2項により振込依頼契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

9 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって、記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。
- (3) 組戻された振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

11 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

12 譲渡・質入れの禁止

振込資金受取書およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定および SMBC 信託銀行バンキングカード規定により取扱います。

14 法令・規則等の遵守

本規定に優先する法令又は法令に基づく命令、規則等がある場合は、本規定にかかわらずそれらが適用されるものとします。

15 正文

本規定の日本語と英語の記載内容に関して相違が生じた場合には、日本語の規定を優先します。

以上、振込規定は、2019年10月1日より適用します。

預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程

本規程は、当行が第2条で規定する書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当行の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターやスマートフォン（以下「端末」といいます。）とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）のうち、第1条で規定する電子交付によりお客様に提供する場合における交付方法について定めるものです。

第1条 電子交付

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当行ホームページまたは当行ホームページ内お取引用サイト、プレスティア オンライン / プレスティア モバイル（ユーザー ID、パスワード等の入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下も同様とします。）にそれらの事項を記録し、PDF形式のファイルもしくは当行が別途定める形式で、お客様にダウンロードまたは閲覧していただくことをもって書面交付に代える交付方法、お客様の登録メールアドレスへそれらの事項を記載した PDF 形式のファイルを配信し記録することをもって書面交付に代える交付方法をいいます。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

この電子交付は、第7条第2項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第7条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの電子交付依頼をお断りするとともに、当該お客様への電子交付サービスを制限もしくは停止できるものとします。

第2条 対象書面

対象書面とは、電子交付の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。

- ① 契約締結前交付書面
- ② 契約締結時交付書面
- ③ その他当行が定め、当行ホームページ上に掲げるもの

第3条 電子交付の承諾および申込

1. お客様が電子交付を申込みられるときは、当行所定の方法により電子交付に同意し、本規程を承諾のうえ申込みいただく必要があります。電子交付および本規程に同意いただけないお客様は、プレスティア オンライン / プレスティア モバイル上等による対象書面の受領ができませんので、書面でお受取りください。
2. お客様が電子交付に同意いただいている場合、お客様から特別なご請求がない限り、原則としてプレスティア オンライン / プレスティア モバイル上等に掲載される対象書面の郵送による交付はいたしません。紙媒体による対象書面の交付を希望される場合は、プレスティア ホンバンキングまで郵送による交付をご請求いただくか、SMBC 信託銀行各支店までご来店ください。
3. 本サービスは、プレスティア オンライン取引規約に同意していただいたお客様にのみ提供いたします。

第4条 当行の都合による対象書面の書面交付

お客様が電子交付を承諾された後でも、当行は、対象書面を紙媒体で交付することがあります。

第5条 電子交付の方法

1. 当行における書面の電磁的方法による提供方法として、次の各号に定める方法をとっています。PDF ファイルでご覧頂く場合、お客様にはあらかじめアドビ社より配布されている「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。
 - ① 当行の使用に係るコンピューターに備えられたファイルに PDF 形式もしくはその他当行が別途定める形式で記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る端末もしくはお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様ファイルに記録する方法
 - ② 当行の使用に係るコンピューターに備えられたファイルに PDF 形式もしくはその他当行が別途定める形式で記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様に配信し、お客様の使用に係る端末もしくはお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様ファイルに記録する方法
 - ③ 当行の使用に係るコンピューターに備えられたお客様ファイルに PDF 形式、または画像ファイルで記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法
2. 前項第1号、第2号の電子交付を利用する場合には、対象書面を保存可能なお客様のパソコン内ハードディスクやスマートフォンのデバイスの空き容量が必要です。
3. 電子交付された対象書面をプリンター等で出力することにより、書面の作成が可能です。
4. プレスティア オンライン / プレスティア モバイル上で電子交付された対象書面は当該取引を行った日より5年間、プレスティア オンライン / プレスティア モバイルに掲載されますので、いつでもご確認が可能です。

第6条 お取引明細書（兼取引残高報告書）の電子交付についての確認事項

<削除>

第7条 電子交付の中止・内容変更

- (1) 当行は、合理的な理由がある場合には、お客様の承諾およびお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し書面交付できるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、お客様からの電子交付依頼を受けることが不適切である場合には、当行はこの電子交付依頼を拒絶し、またはお客様に通知することによりこの電子交付契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの電子交付契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したもとして電子交付契約が解約されるものとします。
 - ① お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ② お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- (3) 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本電子交付契約を解約すべきと判断した場合、本電子交付契約は解約されます。
- (4) 前項以外の場合でも、次に該当する場合には本電子交付契約は解約されたものとします。
 - A. プレスティア オンラインもしくはプレスティア モバイルの利用を停止する旨のお申出があった場合
 - B. プレスティア オンラインもしくはプレスティア モバイルにて登録されている代表口座が解約された場合

第8条 免責事項

1. 当行は、利用者の依頼について、電話や端末等を通じて当行が依頼内容を受領した場合にのみ責任を負うものとします。通信機器・回線の故障、電話不通等通信手段の障害等により本サービスが遅延し、もしくは不能とな

った場合、または当行が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行に過失がある場合を除き当行は一切責任を負いません。

2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴が行われたことにより利用者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行に過失がある場合を除き当行は一切責任を負いません。
3. 当行および当行の関連会社（以下併せて「当行等」といいます。）は、アクセスサービスプロバイダーや閲覧ソフトにより本サービスが遅延し、もしくは提供不能となった場合、または当行等が送信した情報等に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのためにいかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行等に過失がある場合を除き一切責任を負いません。
4. 当行等は、コンピュータウイルスおよびその関連の障害等により利用者にもいかなる損失、損害、または諸費用等が発生しても、当行等に過失がある場合を除き一切責任を負いません。
5. 本サービスの利用に関連していかなる損失、損害または諸費用等が利用者にも発生しても、当行等に過失がある場合を除き、当行等は一切責任を負いません。
6. 当行が第7条第2項により電子交付契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によってお客様にもいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第9条 規程の変更

この規程は、法令の変更その他必要が生じたときに改定することがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他の相当の方法により周知します。

第10条 正文

本規程について、邦文および英文が存在し、その内容に相違がある場合は、邦文を優先します。

以上、預金商品に係る書類の電磁的交付に関する規程は、2020年10月19日より適用します。

インターネットバンキングにかかる規約について

※インターネットバンキングにかかる以下の規約は2020年10月19日より、本取引規約から独立して当行ウェブサイトにて公表します。
(<https://www.smbctb.co.jp/termsandconditions/>)

- ・プレスティア オンライン取引規約
- ・ワンタイムパスワード（OTP）サービス利用にかかる追加規定
- ・外部連携サービスにかかる追加規定

※プレスティア モバイル取引規約は、2020年10月18日をもって廃止いたします。2020年10月19日より、プレスティア モバイルにかかるお取引は、プレスティア オンライン取引規約を適用します。

